

## ○生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、生涯学習施設(生駒市コミュニティセンターを除く。次条から第7条までにおいて同じ。)の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次条に規定する使用の許可、第10条に規定する使用許可の取消し等及び第19条に規定する入館の制限に関すること。</p> <p>(2) 第17条に規定する設備の許可に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 生涯学習施設を使用しようとする者は、指定管理者(生駒市コミュニティセンターにあっては、教育委員会。次項、次条、第10条、第17条及び第19条において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第12条 生涯学習施設のうち生駒市コミュニティセンターの使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市民が営利目的で使用する場合における使用料(附属設備に係るものを除く。)は、別表第1に定める金額に2を乗じて得た額とし、市民以外の者が使用する場合における使用料(附属設備に係るものを除く。)は、同表に定める金額に1.5(営利目的で使用する場合にあつては、3)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、生涯学習施設の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次条に規定する使用の許可、第10条に規定する使用許可の取消し等及び第18条に規定する入館の制限に関すること。</p> <p>(2) 第16条に規定する設備の許可に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 生涯学習施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>

(利用料金)

第13条 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンターを除く。)の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 略

(使用料等の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(使用料等の還付)

第15条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第16条～第20条 略

(別館の設置等)

第21条 略

2 略

3 別館については、第4条から第18条まで及び前条の規定は、適用しない。

4 別館における第19条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(利用料金)

第12条 生涯学習施設の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 略

(利用料金の減免)

第13条

指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第15条～第19条 略

(別館の設置等)

第20条 略

2 略

3 別館については、第4条から第17条まで及び前条の規定は、適用しない。

4 別館における第18条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、生涯学習施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料及び利用料金に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

別表第1(第12条関係)

1 生駒市コミュニティセンター(文化ホール)

		9:00~12:0	12:00~17:	17:00~22:	9:00~22:0
		0	00	00	0
全体 使用 (控室 を除 く。)	音響及び 照明の操 作必要	12,890円	21,580円	21,580円	44,840円
	音響及び 照明の操 作不要	9,740円	16,130円	16,130円	33,600円

		9:00~1 2:00	12:00~ 14:30	14:30~ 17:00	17:00~ 19:30	19:30 ~22:0 0	9:00~2 2:00
舞台の みの使 用	音響及 び照明 の操作 必要	3,140円	2,620円	2,620円	2,620円	2,620円	10,900 円
	音響及 び照明 の操作 不要	2,410円	1,990円	1,990円	1,990円	1,990円	8,300円
客席の みの使 用	音響及 び照明 の操作 必要	9,740円	8,170円	8,170円	8,170円	8,170円	33,940 円
	音響及 び照明	7,330円	6,080円	6,080円	6,080円	6,080円	25,320 円

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、生涯学習施設の管理に関し必要な事項のうち、利用料金に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

	の操作 不要						
控室		520円	420円	420円	420円	420円	2,200円

備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 生駒市コミュニティセンター(会議室)

—	9:00~1	12:00~1	14:30~1	17:00~1	19:30~2
	2:00	4:30	7:00	9:30	2:00
会議室201~204 1室につき	840円	630円	630円	630円	630円
会議室205	940円	840円	840円	840円	840円
会議室401	2,090円	1,780円	1,780円	1,780円	1,780円
会議室402~404 1室につき	1,990円	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

3 附属設備

市長の定める額
---------

別表第2(第13条関係)

1 たけまるホール(大ホール)

略
---

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

2~6 略

別表(第12条関係)

1 たけまるホール(大ホール)

略
---

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2~6 略

7 生駒市コミュニティセンター(文化ホール)

	9:00~12:0	12:00~17:	17:00~22:	9:00~22:0
--	-----------	-----------	-----------	-----------

		0	00	00	0
全体 使用 (控室 を除く。)	音響及び 照明の操 作必要	12,890円	21,580円	21,580円	44,840円
	音響及び 照明の操 作不要	9,740円	16,130円	16,130円	33,600円

		9:00~1 2:00	12:00~ 14:30	14:30~ 17:00	17:00~ 19:30	19:30 ~22:0 0	9:00~2 2:00
舞台の みの使 用	音響及 び照明 の操作 必要	3,140円	2,620円	2,620円	2,620円	2,620円	10,900 円
	音響及 び照明 の操作 不要	2,410円	1,990円	1,990円	1,990円	1,990円	8,300円
客席の みの使 用	音響及 び照明 の操作 必要	9,740円	8,170円	8,170円	8,170円	8,170円	33,940 円
	音響及 び照明 の操作 不要	7,330円	6,080円	6,080円	6,080円	6,080円	25,320 円
控室		520円	420円	420円	420円	420円	2,200円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

8 生駒市コミュニティセンター(リハーサル室等)

		9:00~1 2:00	12:00~1 4:30	14:30~1 7:00	17:00~1 9:30	19:30~2 2:00	9:00~2 2:00
リハ	文化	1,400円	1,170円	1,170円	1,170円	1,170円	6,080円

一サ ル室	ホー ルと の併 用使 用						
	単独 使用	<u>4,200円</u>	<u>3,510円</u>	<u>3,510円</u>	<u>3,510円</u>	<u>3,510円</u>	<u>18,240 円</u>
<u>会議室201 ~204 1室につき</u>		<u>840円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>630円</u>	<u>3,360円</u>
<u>会議室205</u>		<u>940円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>4,300円</u>
<u>会議室401</u>		<u>2,090円</u>	<u>1,780円</u>	<u>1,780円</u>	<u>1,780円</u>	<u>840円</u>	<u>9,210円</u>
<u>会議室402 ~404 1室につき</u>		<u>1,990円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,680円</u>	<u>8,710円</u>

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

7~16 略

9~18 略